

山口県建設工事請負契約約款第 25 条第5項 (単品スライド条項)及び第6項(インフレスライド条項)の 運用マニュアルの改定について ～ お 知 ら せ ～

令和 7 年 4 月
山口県土木建築部

山口県建設工事請負契約約款第 25 条第5項(単品スライド条項)及び第6項(インフレスライド条項)運用マニュアルを改定しましたので、以下のとおり、お知らせします。

1 改定の主旨

スライド条項に関する手続きを円滑に進めるため、これまでの運用マニュアルの内容をわかりやすく整理し、あわせて提出書類の簡素化を図る

2 主な改定内容

●単品スライド条項運用マニュアル

- ・手続きに関するフロー図等を記載するなど、内容をわかりやすく整理するとともに、事例を追加
- ・購入実績、購入金額が適当であることを証明するための提出書類の削減
(改定前)対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格がわかる納品書、請求書、領収書を全て提出
(改定後)対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格がわかる納品書、請求書、領収書のいずれかの書類を提出

●インフレスライド条項運用マニュアル

- ・出来高数量の確認における受注者からの提出書類の削減
(改定前)「工事出来高内訳書」、「実施工程表付き工事履行報告書」、「出来高状況写真」を全て提出
(改定後)「工事出来高内訳書」または「実施工程表付き工事履行報告書」を提出

2 適用

- ・本通知日以降、適用する。

3 その他

- ・スライド条項の適用にあたっては、「県発注工事における資材高騰等への対応(スライド条項)」を参考にしてください。
- ・上記資料及び改定した運用マニュアル等は、技術管理課ウェブサイトに掲載します。
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23402.html>)